

# 呉市新婚・子育て世帯 定住支援事業

新婚世帯又は子育て世帯の市内定住の促進と中古住宅の流通促進のため、新婚世帯又は子育て世帯が戸建ての中古住宅を購入し、居住する場合に購入費の一部を予算の範囲内で補助します。



新婚・子育て世帯が  
中古一戸建て住宅を購入した場合

**最大50万円**

基本額

**30万円**

+

加算額

親世帯と近居の場合

**10万円**

居住誘導区域内の場合

**10万円**

## 対象者・補助額

- 本市に定住するための中古住宅(三親等内の親族から購入する住宅は除く)を購入する  
新婚世帯又は子育て世帯  
定住…本市の住民基本台帳に記録され、かつ、5年以上本市に生活の本拠を有する予定のもの  
新婚世帯…交付申請日が、婚姻日から3年以内又は交付申請を行う同一年度中に婚姻する場合で、かつ夫婦ともに40歳未満の世帯  
子育て世帯…交付申請日において、中学生以下の子(出産予定等の子を含む)がいる世帯
- 基本額 上限30万円(購入費の1/2) ●加算額 最大20万円 ※基本額と加算額の合計は、購入額の1/2を超えない。

加算対象	内容	加算額
親世帯と近居	親世帯と同じ小学校区内に居住すること、又は、親世帯の住宅から直線距離2キロメートル以内に居住すること	10万円
居住誘導区域内	呉市立地適正化計画で定められた区域(都市計画課で確認してください。)	10万円

## 対象住宅

- 土砂災害特別警戒区域内でないこと。(事前に確認しておいてください。)
- 本市内において、専ら人の居住の用に供する家屋で、自ら居住するために所有する『一戸建ての中古住宅』。(併用住宅にあっては、居住部分の面積割合が2分の1以上の家屋に限ります。)

## 補助要件

- 呉市に5年以上定住すること。
- 自治会に加入すること。(ただし、自治会が結成されていない地域にあってはその限りではない。)
- 世帯全員が、本市の市税を滞納していないこと。
- 世帯全員が、暴力団員でないこと。
- 所有権移転登記の登記名義人になること。

## 注意点・手続き上の期限等

- 中古一戸建て住宅を購入(所有権移転登記完了)する前に補助金交付申請手続きが必要です。
  - この補助金は、所得税法における一時所得に該当する場合があります。
  - 令和5年度予算の範囲内で実施する事業です。
- ※その他、詳細については、お電話またはホームページでご確認ください。

本補助金の活用とセットで

**【フラット35】** 地域連携型も利用できます。



利用申請書式はこちら



お問い合わせ先: 呉市住宅政策課

〒737-8501 広島県呉市中央4丁目1番6号 呉市役所本庁舎5F  
(0823)25-3394 FAX(0823)24-6831

呉市公式キャラクター「呉氏」